
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 6 年下川町議会定例会を再開し、12 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、1 番 桜木 誠 議員及び 2 番 奥崎裕子 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 12 月定例会議の運営について、去る 12 月 12 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

12 月定例会議の提案事項については、町長提案が 24 件で、内容は、行政報告 5 件、条例制定 1 件、条例改正 1 件、一般議案 12 件、補正予算 4 件、報告 1 件でありました。

また、議会提案は 3 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会調査報告 2 件であります。

これらの状況を考慮し、12 月定例会議の審議を要する期間については、本日 12 月 17 日から 20 日までの 4 日間とすることとし、本会議については、本日 17 日、18 日及び 20 日の 3 日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例制定の「下川町産業振興基本条例」、一般議案の「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について」、「下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「下川町まちおこしセンターの指定管理者の指定について」、「下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について」、「下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について」、「下川町五味温泉の指定管理者の指定について」、「下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について」、「下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について」、「下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について」、「下川町体育施設及び桜ヶ丘公園等の指定管理者の指定について」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

その他の町長提出案件 13 件、議会提案 3 件、合わせて 16 件につきましては、いずれも本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、5 名の議員から通告がありました。このことから、12 月 18 日に 5 名の一般質問を行うことにいたしました。なお、質問方法等は、下川町議会会

議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、12月定例会議の審議を要する期間について、本日17日から20日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、12月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日17日から20日までの4日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、時節柄何かと御多用のところ、議会12月定例会議に御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

12月定例会議に提出しております案件は、条例案件2件、単行案件11件、予算案件4件、諮問1件、報告1件、計19件、そのほか5件の行政報告を述べさせていただくところでございます。提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げたいと存じますので、よろしく御審議、御協賛のほど賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、行政報告の1件目から述べさせていただきます。

「ソフトバンク株式会社との低コスト造林システムの開発に関する共同研究協定の締結について」、御報告申し上げます。

本町は、これまでスマート林業EZOモデル構築協議会への参画を通じ、森林管理のデジタル化の取り組みを北海道などと進めてまいりました。そのような中、10月11日に北海道庁内官民連携サロン「コネクト」において、ソフトバンク株式会社公共事業推進本部 本部長 かしわぎ みちてる 柏木 陸照様の御出席のもと、三橋北海道副知事ほか2名の立ち合いをいただき、森林管理のデジタル化を通じて造林の効率化を図る共同研究協定を締結したところでございます。

本協定は、デジタル技術の活用による、森林・林業における人材確保の課題解決を実現するため、相互に協力することを目的としており、ソフトバンク株式会社が持つテクノロジーを活用し、造林分野におけるドローン技術、高精度位置情報サービスの実装化に向けた実証試験を町有林内において実施することとしております。

本研究には、下川町森林組合も参画し、作業者の軽労化など労働環境の改善につなげる取り組みとして重要な位置づけとなっております。

今後におきましても、本目的を達成するため、様々な分野で連携、協力してまいりますので、議員各位、町民の皆さまの特段の御理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告いたします。

次に「^{とだ}戸田建設株式会社と下川町の包括連携協定に係る進捗について」、御報告申し上げます。

戸田建設株式会社と下川町は、令和5年7月18日に「地方創生に関する包括連携協定」を締結し、各種取り組みを進めているところでございますが、その進捗状況について、3点御報告させていただきます。

1点目ですが、令和6年11月2日、東京都中央区^{きょうばし}京橋に戸田建設新本社ビルが開業いたしました。役員会議室やカフェカウンターなどに下川町産材を御活用いただき、トレーサビリティを確保した木材を、超高層ビルで不燃化処理をした内装材として大量使用した希少な事例として、ゼネコン本社ビルとしては国内初となるFSCプロジェクト認証を取得されました。各所に設置されているQRコードからは、本町が実践しております^{もり}森林づくりについて閲覧することが可能となっております。

また、新本社ビル内にある企業ミュージアムでは、幅15mの大型ビジョンで見渡すことができる体験ゾーンがあり、町内における同社の取り組みや、地域資源を活用した本町のまちづくりなどの体験を通して、本町を広くPRする効果が期待されます。

2点目ではありますが、一の橋地区における「いちご」の生産についてであります。

町内や周辺地域を中心とした「夏秋いちご」の青果販売に加え、戸田建設株式会社と^{せんびきや}京橋千疋屋が連携し、下川町産「いちご」を使用した加工商品は、都内でも販売されるなど、着実に「下川ブランド」の定着化が進んでおります。また、同社と山びこ学園との農福連携の取り組みにより、出荷用段ボールの組み立て作業などを通じて、利用者が生き生きとした様子を見て大変感謝しているところでございます。

今後におきましても、デジタル技術を活用したスマート農業の推進や、一の橋地域熱供給システムにおける熱供給による環境負荷軽減栽培に期待をしているところであります。

3点目ですが、令和6年12月1日付けにて、「下川スキーチーム」に所属していた^{いわさき}岩崎里胡選手が戸田建設株式会社アスリート社員として採用されました。戸田建設株式会社では、二人目のアスリート社員となりました。

同社では「企業活動を通じて社会の発展に貢献する」を経営方針の一つに掲げており、スキージャンプ選手育成を通じて下川町地域の未来人材の育成を支援する考え方を重要視し、併せて岩崎里胡選手の活躍によって同社の企業価値が高まると判断されたものです。

今後の選手活動としては、下川町を中心にトレーニングを重ねて国内外の大会に出場し、オフシーズンには本社訪問や町内の農業実証事務所及び一の橋農場にて「いちご」の宣伝PR活動などが予定されております。

私としては、このたびの採用に感謝するとともに、中高校生のジャンプスキー選手の

一つの目標となり、今まで以上にトレーニングに精励してくれるものと期待をしております。

以上、3点につきまして御報告させていただきましたが、その他にも、町内の雇用創出、町外からの視察者の受け入れ、認定こども園の園児を対象とした「いちご」の収穫体験、森林環境教育への協力など、多岐にわたって御尽力いただいているところであります。

今後におきましても、包括連携協定の目的であります地方創生を実現するため、引き続き戸田建設株式会社と連携、協力してまいりますので、議員各位、町民の皆さまの特段の御理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に「2024 北の地域住宅賞（北海道地域住宅協議会会長賞）の受賞について」、御報告申し上げます。

北の地域住宅賞は、道内における公的賃貸住宅等の整備等を推進する「北海道地域住宅協議会」…会長が室蘭市の青山市長でございます…この協議会が主催するもので、安全安心な住まいの確保と地域特性に応じた住宅施策の推進に取り組む市町村を表彰するもので、地域性に応じたきめ細かな住宅施策を推進することを目的とするものであります。こうした趣旨の下、本町から、令和元年度から令和5年度にかけて整備いたしました「元町団地（4棟16戸）」を応募したところであります。

今年度は、全道から6件の応募があり、10月21日に北海道地域住宅協議会総会において受賞が決定し、11月28日に「東神楽町複合施設はなのわ」文化ホールにおいて、表彰状を授与されたところであります。

今回の受賞は、これまで長年にわたり取り組んできた「循環型森林経営」をはじめ、経済・社会・環境の調和による持続可能な地域づくりに向けた取り組みの一環として展開してきた「下川町産認証木材の利用促進」をはじめ、森林資源を最大限に活用しながら快適な生活環境を創造する住宅づくりのコンセプトが評価されたものです。

また、堆雪スペースの確保や屋根の落雪対策といった冬季における入居者の除排雪の負担軽減が図られている点や、外装に「しもかわグリーン」などをデザインに反映し、下川らしさを表現している点についても評価をいただいております。

今後におきましても、公営住宅をはじめとする公共施設において、下川町産認証木材の利用促進を図るとともに、利用者の利便性向上に向けた住宅の整備に努めてまいりますので、議員各位、町民の皆さまの特段の御理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の令和6年4月から9月までの上半期営業成績と中間決算について」、御報告を申し上げます。

はじめに、五味温泉の運営状況について御報告申し上げます。

まず、利用状況であります、宿泊、日帰りを合わせた利用客数は4万231人で、前年と比較し1,051人、2.7%の増加となっております。宿泊客数は2,767人で、前年と比較しマイナス158人、5.4%の減少となっております。日帰り客数につきましては3万7,464人、1日平均213人のお客様に御利用をいただいております、前年と比較し1,209人、3.3%の増加となっております。

次に、収支状況でありますが、本年４月から９月までの営業日数は１７６日間であり、収入額は７,５２８万円で、前年と比較し１,１２７万円、１７.６％の増加となっております。

また、支出額は７,６７２万円で、前年と比較し１６５万円、２.２％の増加となっております。上半期の事業収支差額はマイナス１４４万円となっております。

次に、結いの森の運営状況について御報告申し上げます。

まず、利用状況でありますが、宿泊客数は１,９３５人で、前年と比較しマイナス１６１人、７.７％の減少となっております。

次に、収支状況でありますが、収入額は２,４３０万円で、前年と比較し５９万円、２.５％の増加となっております。

また、支出額は１,７１９万円で、前年と比較し８５万円、５.２％の増加となっております。上半期の事業収支差額はプラス７１１万円となっております。

宿泊施設の管理運営の現状といたしましては、依然として厳しい財務状況となっておりますが、特に五味温泉につきましては、公社が策定した経営改善計画に基づく取り組みを実施していただくとともに、町としましても、その進捗を注視して対応してまいります。

以上、議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に「一般財団法人 しもかわ地域振興機構の令和６年４月から９月までの上半期事業実施状況と中間決算について」、御報告を申し上げます。

はじめに、しもかわ財団の事業実施状況について御報告申し上げます。

しもかわ財団では、前身である「下川町産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部」で実施してきた総合移住促進事業、起業塾事業、地域人財バンク事業、空き家対策事業に引き続き取り組み、人口減少、少子高齢化地域の課題解決を目指すため、移住促進を図ってきております。

また、しもかわ財団において定住促進機能を強化するため、新たな取り組みとして、喫緊の地域課題である事業承継支援に取り組んできております。

取り組みの内容としては、町内事業者１２０団体に対して事業承継アンケート調査を実施し、その中で時間に猶予がなく事業承継を希望する事業者を中心に聞き取りを実施したほか、関係団体・関係者との協議も行ってきており、その後、専門相談先等につなげるなど事業承継に向けての支援を行ってきたところであります。

引き続き、関係団体等とも連携を密にし、事業者が望む形での事業承継が図られるよう支援を行っていただきたいと考えております。

次に、収支の状況でありますが、事業活動収入は１,５８０万１,０００円、執行率４３.２％、主に町負担金、委託料等による収入となっております。

事業活動支出は１,２０３万６,０００円、執行率３３.２％、しもかわ財団職員の人件費のほか、情報発信に係るオンラインツール使用料、広告費、移住ＰＲイベント参加経費、しもかわ財団運営に係る経費等となっております。

最後に、しもかわ財団は、地域内外の多様な人々とともに「つなぎ」「ささえ」「つくる」を行動指針として、収入を得る場、住み続けられる環境、魅力創出など、定住促進機能の強化を図っていただくよう関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 議案第38号「下川町産業振興基本条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第38号 下川町産業振興基本条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、産業振興に関する基本方針及び施策を定め、町の責務、事業者、経済団体等及び町民の役割を明確にし、産業基盤の安定と地域経済の活性化のための総合的な施策を講じることで、町民が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものであります。

これまで「下川町農業振興基本条例」、「下川町林業振興基本条例」、「下川町中小企業振興基本条例」により、各産業の経営の安定化と地域経済の発展を目指してまいりましたが、少子高齢化などによる人材不足、資材価格やエネルギーコストの高騰による経営の圧迫など、産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、このことは全産業共通の課題となっております。そのため「下川町産業振興基本条例」を制定し、一体的に連携して共通課題の解決を図るものであります。

条例の主な内容としましては、一つ目に「共通する課題を審議する全産業横断的な審議の場の創設」、二つ目に「様々な意見を踏まえた柔軟な補助メニューの見直し」、三つ目に「人材募集や事業承継など人材確保に関する支援の充実」、四つ目に「デジタル技術の導入支援による就労環境の改善」、五つ目に「省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器の導入支援によるエネルギーコストの削減」を主な内容としております。

また、条例の趣旨について、前文を設けて明らかにしております。

附則では、「下川町産業振興基本条例」の制定によって、「下川町農業振興基本条例」、「下川町林業振興基本条例」、「下川町中小企業振興基本条例」をそれぞれ廃止するとともに、下川町農業振興基本条例の廃止に伴って影響が生じないように、「下川町新規就農促進住宅の設置及び管理に関する条例」及び「下川町農業研修道場の設置及び管理に関する条例」の条文を整理しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 38 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 39 号「下川町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 39 号 下川町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第 12 条により、所得上限限度額を超過した場合に児童手当が支給されない旨を定める児童手当法第 5 条が削除される改正規定が令和 6 年 10 月 1 日から施行されたことを受け、本条例第 3 条にも同様に所得上限限度額の規定が設けられているところ、これを削除する改正を行うものであります。

本条例第 3 条は、乳幼児等医療費の助成の対象となる受給資格者を規定したものであり、所得上限額を超過した場合に受給資格を除外する旨を定めていますが、本改正により所得の有無は問わないこととなります。

施行期日は公布の日からとし、改正児童手当法の施行日と同じく、本年 10 月 1 日に遡及して適用するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 40 号「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について」、日程第 8 議案第 41 号「下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第 9 議案第 42 号「下川町まちおこしセンターの指定管理者の指定について」、日程第 10 議案第 43 号「下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について」、日程第 11 議案第 44 号「下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について」、日程第 12 議案第 45 号「下川町五味温泉の指定管理者の指定について」、日程第 13 議案第 46 号「下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について」、日程第 14 議案第 47 号「下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 15 議案第 48 号「下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 16 議案第 49 号「下川町体育施設及び桜ヶ丘公園等の指定管理者の指定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 40 号 下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について、議案第 41 号 下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 42 号 下川町まちおこしセンターの指定管理者の指定について、議案第 43 号 下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について、議案第 44 号 下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について、議案第 45 号 下川町五味温泉の指定管理者の指定について、議案第 46 号 下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について、議案第 47 号 下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について、議案第 48 号 下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について、議案第 49 号 下川町体育施設及び桜ヶ丘公園等の指定管理者の指定についての 10 議案でございますが、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

候補者の選定につきましては、公募による募集を行った施設と公募によらない施設を「下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において審査し、その結果を受け、「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場」につきましては、公募により応募のありました「下川ふるさと興業協同組合」を、「下川町一の橋コミュニティ

センター」につきましては、公募により応募のありました「特定非営利活動法人 地域おこし協力隊」を、「下川町まちおこしセンター」につきましては、公募によらず「特定非営利活動法人 しもかわ観光協会」を、「下川町木質原料製造施設」につきましては、公募により応募のありました「下川エネルギー供給協同組合」を、「下川町営サンル牧場」につきましては、公募によらず「北はるか農業協同組合」を、「下川町五味温泉」、「下川町環境共生型モデル住宅」、「下川町宿泊研修交流施設」につきましては、公募によらず「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」を、「下川町地域間交流施設」につきましては、公募により応募のありました「一般社団法人 ふとひらく」を、「下川町体育施設及び桜ヶ丘公園等」につきましては、公募により応募のありました「下川環境サービス事業協同組合」を指定管理候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであります。

なお、下川町多目的宿泊交流施設「アイキャンハウス」につきましては、公募による応募者がありませんでしたので、令和6年12月16日から12月30日まで再募集しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

3番 小原仁興 議員。

○3番（小原仁興君） 全体に係ることなので…全体を通じて質問したいと思います。

提案理由の中で、「公募による」又は「公募によらず」という表現で…指定管理者が決まったと述べられましたが、この「公募する」「公募しない」の選定基準を示していただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） 御質問にお答えいたします。「公募による」「公募によらない」指定管理者の選定の考え方でございますけども、まず、担当課において5年間のモニタリングシートによりまして評価を行うところでございます。

特に公募によらない施設につきましては、これまでの管理運営のノウハウなど、そういったものを考慮しながら、総合的な判断をした上で、引き続き当該団体が継続して管理運営をすることが望ましいという判断で決定したところでございます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 40 号から議案第 49 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 議案第 50 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 50 号 和解及び損害賠償の額の決定について、提案理由を申し上げます。

本案の物損事故につきましては、去る 11 月 19 日、午前 11 時 30 分頃、産業振興課職員が職務のため、町有車両で国道 239 号線を下川町市街地から一の橋に向かう途中、二の橋の工事規制区間の S 字カーブにおいてタイヤがスリップし、工事区間にある仮設のガードレールに衝突し、破損させた事故であり、このたび和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

事故による費用といたしましては、修繕費 13 万 570 円の賠償額を決定し、和解により支払を行うものであります。

なお、車両事故に係る経費につきましては、令和 6 年度一般会計補正予算で措置しております。

今回このような事故を起こしたことを深くお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないように、一層安全運転を喚起し、事故防止に努めてまいります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 議案第 51 号「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 51 号 令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度一般会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 3,757 万 4,000 円を減額し、総額を 57 億 1,324 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等に係るものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、総合行政情報システム運用事務に係る経費を、民生費では、福祉灯油等助成事業及び総合福祉センター管理事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、町有林整備事業に係る経費を、商工労働費では、特用林産物栽培研究所運営事業に係る経費を計上しております。

土木費では、町道除排雪事業に係る経費を、教育費では、中学校施設等管理事業及び公民館・町民会館管理運営事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、財産収入、繰入金、諸収入等をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為の補正につきましては、「新農業基盤活性資金に対する利子補給」及び「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場」ほか 6 件の指定管理者指定に伴う追加でございます。

第 3 条の地方債の補正につきましては、事業の確定等による変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、私の方から詳細説明をさせていただきます。

議案第 51 号の説明資料に基づきまして、一般会計の補正予算の概要を説明させていただきます。

今回の補正要因でございますけれども、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等による補正でございます。

まず、歳出の補正の内容でございます。

総務費、自治体DX推進事務 560 万円の減額でございます。こちらにつきましては、地域活性化企業人 2 名中 1 名について、受け入れに至っていないことに伴う減額でございます。当初想定をしておりました派遣元の企業と協議を重ねたところでございますけれども、都合上、結果的に難しい判断となったところでございます。

次に、総合行政情報システム運用事務 110 万円の増額でございます。こちらにつきましては、本格的な運用は令和 7 年 7 月からシステムの運用が始まりますけれども、自治体情報システムの標準化・共通化に向けて、ガバメントクラウドへ接続する専用回線の開設等に伴う増額でございます。先に回線の接続の準備を進めていきながら、システムの運用をしていくという流れでございます。

続きまして、関係人口創出事業 329 万 3,000 円の減額でございます。こちらは、ふるさと納税の支援員ということで地域おこし協力隊 1 名を募集していましたが、まだ任用に至っていないということで減額をするものでございます。

2 ページでございます。バスターミナル合同センター等整備事業 497 万 2,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、にぎわいの広場舗装ブロック補修などを予定してございましたけれども、全面的に改修をすると補修方法の見直しが必要であるという判断の下、今回減額をさせていただいたところでございます。一部ですね、ブロックなどの補修…部分的なところは行ってきたということで、今後、見直し方法の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、民生費でございます。福祉灯油等助成事業 350 万円の増額でございます。

経済的負担の軽減を図るため、一世帯当たり灯油 100 L 相当を支援するものでございまして、対象の世帯は町民税非課税世帯で、かつ次のいずれかに該当する世帯ということで、町民税課税世帯に扶養されている世帯を除く、65 歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯でございます。財源につきましては、地域づくり総合交付金でございます。

3 ページでございます。総合福祉センター管理事業 184 万円の増額でございます。こちらにつきましては、保健福祉課のハピネス移転に伴いまして、電話回線が不足してございます。増設が不可能であるということで、中古のスマホを購入して、ビジネスホンクラウド化する形で電話を活用するという内容でございます。

続きまして、農林業費でございます。麦乾燥調製設備増改築事業 697 万 5,000 円の減額でございます。こちらは確定に伴う減額でございます。

次に、新規就農者等支援事業 1,000 万円の減額でございます。こちらも確定見込みによる減額でございます。

次に、新中核的農業担い手対策事業 100 万円の減額でございまして、こちらにつきましても確定見込みによる減額でございます。

続きまして、4 ページでございまして、森林づくり基金等管理事業 4,759 万 4,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、令和 4 年 12 月発生^{もり}の湿雪被害に伴いまして、森林保険金が確定したところでございまして、基金に積み立てるものでございます。

被害相当は、トドマツ・アカエゾマツ林 186ha の被害となっております。

次に、町有林整備事業 216 万 8,000 円の増額でございます。こちらは間伐材出材積の増加に伴う運賃及び販売手数料の増額でございます。当初 2,800 m³を予定してございましたけど、実績見込みで 4,700 m³に出材積が増えるというところで増額でございます。

続きまして、商工労働費でございます。特用林産物栽培研究所運営事業 320 万 8,000 円の増額でございます。こちらは市場からの要請などに対応する中で、出荷量の増加をさせてございます。それに伴います資材高騰などの増額でございます。当初生産目標が 97 t…年間でございますけども、実績の見込みといたしまして 111 t の見込みをしているところでございます。

続きまして、土木費でございます。町道除排雪事業 150 万円の増額でございます。歩道用ロータリー除雪車の修繕料でございますけども、中古で北海道からこのロータリーを購入したところでございますが、契約完了後にデフの故障が発覚いたしまして、町でその分の修繕をするものでございます。

5 ページでございます。空き家対策総合支援事業 810 万円の減額でございます。こちらにつきましては、確定見込みに伴う減額となっております。活用につきましては 3 件から 2 件、解体につきましては 15 件から 8 件というところでございます。補助金返還条件に該当したことに伴う補助金返還金（国費分）の増額でございまして、過年度空き家対策総合支援事業補助金の返還でございます。令和 5 年 10 月に事業が完了してございますが、令和 5 年 11 月から令和 6 年 6 月、実質 8 か月居住をされて、要件が 10 年間の居住というところがございましたので、補助金の返還に該当するという内容でございます。内訳といたしましては、空き家対策の補助金につきましては 1,060 万円の減額、過年度の補助金の返還金につきましては 250 万円の増額となっているところでございます。

続きまして、民間賃貸住宅建設等促進事業 3,500 万円の減額でございます。こちらにつきましては、確定見込みに伴う減額ということで、1 件を予定してございましたけれども、実績見込みといたしまして 0 件というところでございます。

次に、公営住宅整備事業 1,179 万 3,000 円の減額でございまして、こちらは確定見込みに伴います減額でございます。

続きまして、教育費、中学校施設等管理事業 216 万 2,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、令和 7 年度の教科書の改訂…5 年に一度の改訂ですけども、こちらの金額が明らかになりましたので、今回補正をさせていただくものでございます。

6 ページでございます。未来人材育成事業 306 万 9,000 円の減額でございます。こちらにつきましても地域教育コーディネーターの地域おこし協力隊 1 名の予定をしてございましたけども、任用に至っていないことに伴いまして減額をするものでございます。

次に、公民館・町民会館管理運営事業 137 万 5,000 円の増額でございます。こちらに

つきましては、公民館暖房の経年劣化に伴う修繕料の増額でございます。2 階の機械室バルブ、スチームトラップ、そして 1 階ロビーのパネルヒーターのトラップ、地下のバルブなどを修繕するものでございまして、暖房時期前に緊急的に修理をさせていただいたところでございまして、既存予算をまずは活用させていただいたところでございます。

次に、ふるさと交流館管理運営事業 307 万 5,000 円の減額でございまして、学芸員の地域おこし協力隊 1 名を予定してございましたけども、任用に至っていないことに伴います減額でございます。

続きまして、歳入の補正内容でございます。

国庫支出金、道路メンテナンス事業補助金 201 万 6,000 円の減額でございまして、橋梁の長寿命化の修繕などの確定見込みに伴います減額でございます。

次に、地域住宅交付金 1,386 万円の減額でございまして、先ほどの歳出の確定見込みに伴う減額でございます。

7 ページ、道支出金でございます。地域づくり総合交付金 830 万円の減額でございます。こちらは麦の乾燥調製設備の増改築の補助金の確定に伴う減額でございます。

次に、住まいのゼロカーボン化推進事業補助金 177 万円の増額でございますけども、こちらは快適住まいづくり促進事業に係る補助金の採択に伴う増額でございまして、北方型住宅 Z E R O の取得、そして住宅性能向上リフォーム、太陽光発電及び蓄電池の導入というところがですね、このゼロカーボン化推進事業の補助金のメニューの中にあるということで採択になったものでございまして、2 分の 1 の補助事業でございます。

続きまして、財産収入でございます。特用林産物売払収入 900 万円の増額でございまして、生産量の増加に伴う増額でございます。

8 ページでございます。繰入金、財政調整積立基金繰入金 3,204 万円の増額でございまして、こちらは財源調整に伴う増額でございます。

次に、ふるさとづくり基金繰入金 1,730 万円の減額でございます。こちらは民間賃貸住宅建設等促進事業の見込みによる減額でございます。

続きまして、諸収入、森林保険金 4,759 万 4,000 円でございまして、先ほどの湿雪被害に伴う保険金の確定による増額でございます。

次に、空き家対策総合支援事業補助金返還金 466 万 6,000 円でございまして、先ほどの補助金の返還金…こちらは本人から返還をいただく金額となっておりまして、500 万円の当初の補助金から 8 か月分を差し引いた部分を返金していただくというところでございます。

続きまして、町債につきましては、実績及び見込みによる減額ということで、過疎対策事業債（ハード）の部分、4 事業でございます。400 万円の増額でございます。過疎対策事業債（ソフト）事業、10 事業でございまして、7,620 万円の減額でございます。また、緊急防災・減災事業債、防災行政無線 J アラートの設備の事業債 80 万円の増額、そして公営住宅建設事業債 1,430 万円の減額となっております。

なお、それぞれの事業の内訳につきましては、議案の 28 ページから 29 ページと、第 3 表の地方債補正にそれぞれ内訳を記載させていただいてます。

また、議案の 27 ページ、第 2 表「債務負担行為補正」でございまして、令和 6 年

度中に農業者が借入れた新農業基盤活性資金に対する利子補給、令和 7 年度から令和 15 年度までで 234 万 2,000 円でございます。

また、指定管理の指定管理料、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間でございますけれども、指定管理料が発生する 7 施設につきまして、それぞれ債務負担行為の限度額を計上させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。議案書、説明資料、事項別明細書のページ数を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 説明資料の 1 ページの自治体 D X 推進事務、それから地域おこし協力隊の関係なんですけれども、1 ページは関係人口創出事業、それから 6 ページは未来人材育成事業とふるさと交流館管理運営事業、任用や派遣などに至らなかったから予算が減額されていますが、人材の派遣というのは相手企業もあることなので、向こうの繁忙期というか…都合もあるかと思うんですが、地域おこし協力隊が任用にならなかったということは、それで町の事業といいますか…施策が遅れたり、そのことによって町の職員の負担が引き続き増えるというか…減らないというか、負担を減らして新しい施策をするために任用しようという予算だったと思うんですが、このようなことが度々見受けられまして、対策といいますか…地域おこし協力隊を重視する…頼らざるを得ない状況があると思うんですが、ここまで成功しないとですね、今後の対策というか…そういうことを町としてどのように考えているのかということと、地域おこし協力隊の採用について、もし…下川地域振興機構とのタイアップとか…そちらにかなり任せているようなところもあれば、どのような協議といいますか、こういうことが発生して来年度はどういう改善策を考えているのか、その二つをちょっとお聞かせください。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） お答えさせていただきます。中田議員の仰るとおり、非常に…地域おこし協力隊などの人材確保に苦慮しているというところでございます。御承知のとおり、コーディネーターなどを採用する中で、通常のそれぞれの業務を加速させていくということで考えているところでございますけれども、実態として遅れをとっているという状況でもございます。これまでですね、先ほどの…しもかわ財団に下川人材バンクというところがございまして、そこを通じながら発信をしている、あとはハローワークを通じながら、いろいろと募集活動はそれぞれ担当課においても行っているところでございます。しかしながら、募集があってもなかなか良い人材が募集されない、全く募集されないという状況にもございます。

今後の対策につきましても、しもかわ財団…移住者の総合的な相談窓口でございますので、やはりそういった働き先の相談というところで担っていただくということもございますし、それぞれ担当課の町外の出張などの際にいろいろとPR活動をしていくとか、そういったところも工夫をしていきながら、人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（我孫子洋昌君） 当てにしていた業務をほかの職員だとか…その辺りについては…。

市田副町長。

○副町長（市田尚之君） 確かにですね、こういった募集をする上では…そういった業務を担っていただくというところでございますが、少なからずそういった意味では、職員の負担は多少なりと掛かっている状態ではございます。

しかし、大きくですね…地域おこし協力隊が見つからなかったからといって、その事業自体が後退するということではございませんので、今後につきましても…先ほど山本課長の方から言ったように、地域おこし協力隊の募集に向けて、それから本来の職員につきましても、今現在不足している状態にはございまして、常に募集をかけながら、正職員につきましても雇用に向けて取り組んでいるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 4 番 中田議員。

○4 番（中田豪之助君） 現段階で、何か改善の…秘策とは言わないですけども、何か具体的に…こういうことをちょっと考えてみようかなとか、そういうことはございませんか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） 減額予算を計上して…予算を減額していくということは非常に残念な事でありまして、実は議会の前の課長会議でも、私の方から各課長、所属長に対して、今回の減額予算…いわゆる人材を確保するという部分において、非常に残念な結果であるというお話をさせていただきました。

それで、先ほど山本課長の方から、概略というか…考え方についてお話がありましたけれども、まず予算を御議決いただいた後、すぐに募集活動に入るとい部分と、先ほどお話ありました…しもかわ財団との連携、あるいは各課連携、そういったものもきちんとしながら、やはり今、人材の奪い合いというか…取り合いになってますので、できるだけ情報を連携して臨んでいくというのが非常に重要であるというお話と、せっかくお認めいただいた予算をきちんと執行していくという部分も含めて、あるいは、今回は特に見つからなかった…募集活動は当然しているんですけど、人材として適切な人が見つからなかった部分もありますけれども、全く応募がなかった部分もありますので、積

極的にやはり情報収集をして、取りに行くという考え方を持っていないと、本当に…専門人材であれば特にそうだと思うんですけど、採用に至らないという状況になってきます。

そういったことで、今後、新年度に向けては、やはり情報収集をきちっとすることと、各課連携して…人材が本当にいないのかというところも含めて進めていくというのが必要だということで、私の方からも指示をさせていただいたところでありまして、本当に…業務をできるだけ良い形で前に進めていきたいという思いを持って、地域おこし協力隊を採用しようということで、予算も提案してお認めいただいておりますので、こういったチャンスが無駄にしないようにこれからも進めていきたいと思っておりますし、まずは本当に…しかも財団含めてですね、情報をきちっと収集するということが大事なかなと思っておりますので、あるいは…いろんな業界の情報も含めて、どんどん進めていく必要があるなというふうに考えておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 私の方から 2 点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、事項別明細書 12 ページ、款 7 土木費、項 2 住宅都市計画費、目 1 住宅都市計画総務費、節 18 負担金、補助及び交付金であります。

先ほど山本課長の説明の中でありました、民間賃貸住宅建設促進事業 3,500 万円の減額であります。本事業に関しましては、今年度から 3 か年の時限措置として、住宅不足の解消、定住人口の確保、地域経済の活性化などを目的に実施されたものでありまして、今回 1 件の予算に対して応募が無かったというところは、とても残念に思っております。

そこで、次年度以降、例えば募集方法で何か工夫される点はあるか、また予算措置などどうされるか、そのへんについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、事項別明細書 14 ページ、款 9 教育費、項 3 社会教育費、目 2 公民館費、節 10 需用費であります。

ここの修繕料 137 万 5,000 円、これに関しましては、公民館の暖房の修繕ということで、今年度の 6 月定例会議においても修繕費として 255 万 2,000 円を計上し、対応しているかと思えます。そこで今回の修繕に当たって、暖房に関して点検をし、そして状態があまり思わしくないなど…そういうところがあったかどうか、そのへんをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

市田副町長。

○副町長（市田尚之君） 民間賃貸住宅の関係でございますが、今年度は本当に残念ながら 1 件も応募が無かったということでございます。この背景につきましては、行政の中で分析というか…ちょっと考えたところですが、今年に至っては、教職員住宅…これを今建ててございます。そういった中で、今年につきましては大手といいますか建築業

界の方からそういった応募が無かったのかなというふうに分析をしてございます。

今後でございますが、当面…教員住宅が古くなって不足しているという状況もありまして、総合計画の中で、教員住宅については建設して確保していくということで話をしております。そういった意味では、今後も大きな規模の建築住宅が重なるという意味ではなかなか参入しづらいのかなというふうには思っておりますが、町としましては民間賃貸住宅…これについて促進は緩めることなく考えてはございます。ただ一方で、公営住宅が今…数戸余っている状況もありますので、このへんも見据えながら、今後施策については展開していきたいなというふうに思っております。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは、公民館の関係について私の方から説明をさせていただきます。

今回補正で計上いたしました公民館の修繕につきましては、冬期の本格ボイラー使用の事前に点検を行いまして、その際に不具合が発覚したものでございます。全体的に設備が老朽化しているため、壊れた一部を直しますと、また弱い部分に負荷がかかって、そこが壊れてしまうだとか…そういった傾向がございしますが、当面はよく点検を行いながら、施設の維持に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 斉藤好信 議員。

○6 番（斉藤好信君） それでは、民生費についてお伺いします。民生費の福祉灯油ですけれども、これは前に何回もここで行いましたけれども、一定の灯油価格になるとこれを助成するという話ですよ。しかも財源としては道の事業なので、町の自主財源でやってるわけじゃないんですけれども、現在ですね…本当に物価高もあります。それに伴って、光熱費の高騰もあります。特に非課税世帯の方というのは…これは非課税であろうと所得が高くあろうと、寒冷地に住む人の暖房にかかる費用というのは、ほとんど変わらないというふうに思うんですね。まずその認識があるかどうか。

そして、そうなるとですね、非課税の方、それから低所得者の方は、燃料費にかかる割合は、特に収入の少ない方にとっては1割を超えるという統計もあります。当然高収入の方はそういう部分でいくとどんどん下がっていきますけれども、そういう意味も考えてですね、今回の…従前と同じ100L相当という基準を決めた中で、そういうような議論というものがなかったのか。道からの助成を含めて自主財源でも行うという、そういう議論が町長からはなかったのか。なぜかという、町長はですね…町長になった時の所信表明の中で、町民の命と暮らしを守るという…特に大きな声で言われた経緯もあります。そこも含めてお聞かせいただきたいと思います。なお、明日の一般質問もありますので、詳しい事というか…その点だけをまず聞かせてください。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えをいたしたいと思います。福祉灯油等購入助成金ということで、道の補助は頂いておりますけれども、財源としては 50 万円ということで、残りは下川町の一般財源を使つての事業ということで御理解いただければというふうに思ってますし、非常に…灯油あるいは燃料が高騰して、町民の皆さんの生活が苦しいというか圧迫をしているということは私も認識しておりますので、まずはこの事業を要綱に従って速やかに実施するということが重要だという考え方を持って、今回 12 月定例会議の補正予算に出させていただいたところでありまして、明日、一般質問でいろいろと議論があると思いますけれども、そのほかの物価高騰対策に関しては、今検討をしているところでありまして、その内容については、いろいろな状況を踏まえた上で対応していきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 議案第 52 号「令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 52 号 令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度介護保険特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 194 万 9,000 円を減額し、歳入歳出総額を 4 億 8,355 万 1,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料を減額計上するほか、諸支出金で過年度分償還金を増額計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金を減額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 101 万 8,000 円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 3,583 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、サービス事業費で、備品購入費確定に伴い 14 万 9,000 円の減額計上をするほか、施設整備費で、デイサービスセンター冷房機設置工事の完了に伴い、工事請負費を 86 万 9,000 円減額計上するものであります。

歳入につきましては、繰入金、町債を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 議案第 53 号「令和 6 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 53 号 令和 6 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町簡易水道事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的収入において 1,858 万 6,000 円を増額し、総額を 1 億 8,123 万 2,000 円とするほか、収益的支出において 14 万 8,000 円を減額し、総額を 1 億 8,483 万 3,000 円とするものであります。

また、資本的収入において 373 万 4,000 円を減額し、総額を 2 億 2,926 万 3,000 円とするほか、資本的支出において 1,557 万 3,000 円を増額し、総額を 3 億 402 万 7,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出では、収益的収入において、令和 5 年度決算に係る消費税額等の確定に伴い、消費税等還付加算金及び消費税等還付金を増額計上するほか、収益的支出において、下川浄水場及び配給水施設の電気料の増額のほか、量水器取替工事の確定に伴い、工事請負費を減額計上するものであります。

資本的収入及び支出では、資本的収入において、各種工事の確定に係る減額補正に伴い、簡易水道事業債、工事負担金及び基金取崩収入を減額するほか、資本的支出において、消火栓等取替工事等の確定に伴い、工事請負費を減額するほか、令和 5 年度決算に係る消費税額等の確定に伴い、簡易水道施設基金積立金を増額計上するものであります。

第 4 条の企業債では、予算第 5 条に定めた企業債の補正につきまして、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 21 議案第 54 号「令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 54 号 令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町病院事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的支出において、病院事業費用を 342 万円増額し、支出総額を 5 億 9,586 万 8,000 円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、資本的収入を 40 万円減額し、収入総額を 1,845 万 9,000 円とし、支出におきましては、資本的支出を 39 万 6,000 円減額し、支出総額を 2,233 万 9,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的支出におきましては、入院患者増等による材料費及び経費を増額補正するものであります。

資本的収入及び支出におきましては、医療機器等購入費の額確定による減額分を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしく願います。

○議長（我孫子洋昌君） 羽場事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） それでは私の方から、議案第 54 号 令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。お配りしております議案第 54 号説明資料の補正予算概要書により説明申し上げます。

今回の補正の主な要因としましては、事業費見込み及び確定等に伴う補正でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収益的支出におきまして、入院患者数の増及び診療内容により、材料費の薬品費において 200 万円増額計上するものでございます。

また、経費においても、入院患者数の増により、提供する食事数が増加したことから、調理業務委託料として 142 万円増額計上するものでございます。

次に、薬品費を増額補正することから、議案の第 5 条において、たな卸資産購入限度額を増額計上しております。

例年、費用における積算につきましては、前年度の実績を参考としてございます。積算根拠としましては、まず、1 日の平均入院患者数を 22 人で積算しておりましたが、本年度までの実績としましては、平均が入院患者 25 人となっております。1 日最多で申し上げますと 34 人の入院実績となっておりました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、建設改良費において、内視鏡システム及び医用画像処理診断システムの購入額が確定しましたので、資産購入費の 39 万 6,000 円を減額するとともに、収入においては企業債も合わせて 40 万円を減額するものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 22 諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります松野尾 道雄氏は、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き令和 7 年 4 月 1 日から 3 年間の任期で人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

松野尾 道雄氏は、人権擁護委員として 1 期 3 年の経験を有するほか、名寄地区保護司会副会長及び下川支部長を務め、元教育長として 2 期 6 年を務められた際には、教育関係全般にわたり、向上に資する取り組みに尽力された経験を有するなど、豊富な知識と地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えます。

以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、諮問第 2 号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 23 報告第 8 号「令和 6 年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 8 号 令和 6 年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について、御報告申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。

今回の点検・評価の対象事業は、令和 5 年度の学校教育、生涯学習、生涯スポーツ及び芸術文化に関する推進施策と事業内容であります。

点検・評価の方法については、内部評価を教育委員会で実施し、外部評価として 9 月 10 日に開催された下川町総合計画審議会の福祉・教育部会で説明し、同部会から御意見を頂いたところです。

点検・評価の結果については、効果的な事務事業の実施や見直しに向け、必要な検討を踏まえた上で、教育行政の執行に反映させていくものと考えております。

以上、報告申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 24 「総務産業常任委員会道外所管事務調査結果報告」を行います。なお、報告事項については、印刷してお手元に配布してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いします。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 当委員会が実施した道外所管事務調査の結果を、会議条例第 79 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

調査期間は、令和 6 年 9 月 30 日から 10 月 3 日の 4 日間です。

調査に当たっては、現地調査とし、委員を派遣し、結果について次のとおり概要及び所見を報告するものです。

「少子化対策、子育て・移住施策の取り組み（岡山県^{なぎちよう}奈義町）」

岡山県東北部に位置する奈義町は、鳥取県と県境にある人口 5,560 人の中山間地域の町である。中心市街地から半径 2 km に人口の約 8 割が居住するコンパクトシティとなっている。

平成 14 年に住民投票で単独町制を選択した。平成 24 年に行政が町民へ約束することを目的に、議会の議決で「子育て応援宣言」を行った。子育て支援策や若者定住施策を進め、令和元年に合計特殊出生率が日本トップクラスの 2.95 となり、子育て支援で注目を集める町となっている。

令和 6 年の春に保育園 1 園と幼稚園 2 園を統合して定員 250 名のこども園「なぎっ子こども園」を開園した。登園中に利用するおむつを低額で提供する「おむつのサブスク」を導入している。また、こども園から中学校まで給食費完全無償化や町内にある小学校 1 校、中学校 1 校では教材費無償化を実施している。

そのほかにも子供の成長に寄り添った経済的支援として、出産祝い金 10 万円、在宅育児をする保護者に月額 1 万 5,000 円の支援金、高校就学支援として年額 24 万円の支援金、また、大学生には奨学育英金を実施、卒業後に町へ定住した場合は全額返済免除等を実施している。切れ目のない経済的支援を受けられる体制が整っていることで、奈義町で子育てをする世帯の安心感につながっている。

行政担当者からの説明の後、地域と子育て拠点施設「なぎチャイルドホーム」の視察を行った。

誰でもいつでも気軽に通うことができ、常駐する子育てアドバイザーに育児に関する相談や子供の社会的経験の場となるような活動を行っている。小学校下校後の子供たちの居場所としても活用されており、視察時は下校児童の勉強をスタッフが見ている様子が見えた。

また、施設内では利用者の意見を参考にして、お下がりの子供服や育児関連用具などがフリーマーケット形式で購入できるようになっており、利用者に大変喜ばれている。

一時保育「すまいる」では、一時的に子供を預かってほしい時に、子育て援助会員に依頼できる制度であり、施設や会員の自宅に子供を預けることができる。また、「自主保育たけの子」では、親同士で協力し合って自主的な保育活動を行っている。子供だけでなく、親同士の交流の場にもなっている。

雇用創出の場として、平成4年に工業団地を整備し、全区画が完売し、16の企業誘致により約800名の雇用が生み出されている。

住環境の整備として、町営賃貸住宅の提供や分譲住宅の整備、空き家の購入や利活用の補助、新築・住宅リフォームの補助などを行っている。

有効な少子化対策としては、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない経済支援、育児の際の心理的・肉体的負担などのメンタル的な支援や男性の家事育児参画の推進、これらの解決により子育てに優しい地域といった安心感の醸成につながっている。移住定住の施策としては、住む場所、働く場所、教育不安の解消が、ひいては地域課題の解決にも寄与している。

所見、奈義町は、「奈義町子育て応援宣言」を行うことで、町として子育て支援に力を入れることを町民に約束し、宣言どおり様々な子育て支援策に取り組んでいた。子育て世帯に負担となる費用を少しでも軽くするため、子供の成長に合わせた切れ目のない経済的な支援策と併せて、精神的な支援策として、子育て世帯が安心して子育てができるように「地域と子育て拠点施設」を整備して、心配や不安と感じた時にいつでも気軽に訪れ、アドバイザーに相談できる体制を提供した。

子育て支援施策の充実も重要だが、子育て世帯が不安等の相談が気軽にできる場の提供や、利用者の希望や声が反映される施設運営のほか、行政と民間、地域住民が一体となって子育てができる魅力的で安心できる地域づくりを進めている取り組みは、大変参考となるものだった。

「議会だより編集について（鳥取県大山町）」

町村議会広報全国コンクール等で多数の受賞実績のある大山町で、議会だより編集等の調査を行った。鳥取県西部に位置する大山町は、人口1万4,873人の町である。

大山町議会の議員定数は16人となっており、現在1名の欠員が生じている。常任委員会は3委員会設置しており、「総務経済」「教育民生」「広報」で、委員会条例により任期は2年である。

広報常任委員会は、総務経済、教育民生の二つの常任委員会から4名ずつ選出し、8名の委員で構成している。

「議会だよりだいせん」は、発行部数5,800部で年4回の発行をしている。令和6年の当初予算は、印刷製本費として206万8,000円となっており、表紙と裏表紙がカラー印刷、内部は青と黒の2色刷りで、約28ページの編集構成となっている。

予算審査と決算審査の発行月を除き特集記事が設けられており、取材記事や写真、挿絵等の編集校正データをクラウドやアプリを有効に活用しながら編集作業を進めている。今後の課題としては、編集紙面のフォーマット化とマニュアル化を進めることで、次代においても紙面の質を落とさない仕組みづくりや、紙面制作技術の継承が課題となっている。

「読みやすい広報誌」にするとともに「〇〇に興味関心の薄い若い世代」に読んでもらわなければ意味がないという考え方のもと編集をしており、読み手にとって少しでも分かりやすく、興味が湧くように、町民に関心度の高い内容を中心に掲載している。

「毎年、広報コンクールに応募することは議会の方針ですか」との質問には、「コンクールの応募は継続的に良い広報誌面にするための手段であり、賞の受賞よりも「議会だ

よりだいせん」を手にしていただく町民評価の方が重要」との回答だった。

所見、大山町議会^{だいせんちょう}は、広報常任委員会の開催のほか、オンライン等の有効活用により、情報共有や編集作業の効率化を図るとともに、町民の興味を引く紙面づくりを目指している。編集作業や紙面づくりを参考にし、下川町議会^{かみがわ}だよりにおいても、読みやすく、町民に興味を持っていただけるような広報誌^{ひえづそん}にしていきたい。

「子育て支援・人口増加の取り組み（鳥取県日吉津村）」

日吉津村は鳥取県唯一の村であり、北は日本海に面し、周囲を米子市^{よなごし}に囲まれている。

面積は4.2㎢と狭小ながらも、近くに米子空港、JR伯耆大山駅^{ほうきだいせん}、米子ICがあり、村内を国道431号線が通る交通の要衝である。人口は3,608名、年間出生数は35から40名となっている。村内には工業、商業、農業など多岐にわたる産業が展開され、国道431号線沿いにおいては、現在も商業発展が見られている。

日吉津版ネウボラの推進。ネウボラとは「アドバイスの場」を意味しており、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援で子育て世帯に寄り添ったきめ細やかなサービス提供を行っている。

母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から就園前の子育てに関する情報提供、相談支援を行っている。また、利用者支援担当職員も配置し、子育てに関する情報提供を行っているほか、子育て支援センターやサークル等の支援、病児・病後児保育に関する事務を行っている。

母子手帳の交付時には、出生児、3歳児健診時に利用できる事業やサービスを全戸に提供する子育てプランや、支援を必要とする家庭には子育て応援プランを提供している。

さらに経済的な支援として、生後2か月から1歳までの未就園の在宅育児を対象に、月2万円までの紙おむつ代の支援、小学校入学時には学用品購入として1万5,000円の教材購入支援、小学校卒業時には3万円の卒業祝い金を支給している。

行政説明の後で、複合型子育て拠点施設「ミライトひえづ」の視察を行った。

令和4年9月に開設された「ミライトひえづ」は、子育て支援センター、こども園、児童館、ファミリー・サポート・センター、民俗資料館の機能を併せ持つ複合施設となっている。

「日吉津版ネウボラ」の拠点施設として、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を提供しており、安心して子育てができる場を整えている。

こども園においては、入所希望者の増加により、園児が利用する活動教室が二部屋増築され、外構工事を残しながらも供用開始を待つ状態であった。夫婦共働き世帯が多いという地域特性があり、小学生が放課後に利用する児童館の利用率も非常に高い。子供たちに「日吉津」を大切に思う気持ちを育む目的として併設されている民俗資料館は、一部屋にコンパクトに収蔵品が並べられていた。

所見、日吉津村は小さな村でありながらも、隣接する米子市とのつながりを上手く活用し、住みやすい地域、働きやすい地域としての魅力を高めることで移住者が増えている。

「日吉津版ネウボラ」による切れ目のない子育て支援は、妊娠から育児期まで一貫し

たサービス提供で、子育て世代にとって安心できる支援体制である。母子保健コーディネーターの配置や、利用者支援担当職員が連携機関とともにサポートに当たっているなど、村全体で子育てを見守っていく仕組みが構築されていた。また、経済的支援も保護者にとって大きな支えとなっている。

こうした村の特性をいかした一人一人に寄り添った取り組みが、住民にとっての安心と喜びを育み、未来への希望を広げていると感じられた。

今回、岡山県^{なぎちよう}奈義町と鳥取県^{ひえづそん}日吉津村の視察での印象は、子供の成長に応じた切れ目のない子育て支援と、地域全体が一体となって子育て家庭を支えることで、子育て世代が安心して暮らせる環境を構築することが大変重要であり、出生率の向上にも寄与していると思われる。こうした取り組みは、子供たちやその家族が地域に根ざしながら成長していける点でも大変意義深いものであった。

以上、道外所管事務調査報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 25 「総務産業常任委員会町内所管事務調査結果報告」を行います。なお、報告事項については、印刷してお手元に配布してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いします。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 当委員会が実施した町内所管事務調査の結果を、会議条例第 79 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

調査期間は、令和 6 年 10 月 15 日、16 日の 2 日間です。

調査に当たっては、現地調査を基本とし、担当課長等の説明を受け、質疑や意見を述べたところであり、概要及び所見を報告します。

「五味温泉・エコハウス^{みくわ}美桑・結い^{ゆい}の森管理運営事業」

五味温泉の経営状況は、利用者は 7 月末までの比較によると、前年より 165 人少ない 2 万 5,738 人、うち宿泊は前年より 151 人少ない 1,743 人、日帰りは 14 人少ない 2 万 3,995 人となっている。また、収入から支出を差し引いた実績は、マイナス 1,361 万 2,940 円と前年より収支不足額が約 135 万円多い結果となっている。なお、指定管理料は含まない数字となっている。

五味温泉の運営に係る経営改善内容として、インターネット予約の再開、食事入浴セットの提供、食事の原価率低減、インターネットバンキングの実施、月例監査の実施による経営改善指導となっており、食事入浴セット販売の効果はあらわれている。一方で、光熱水費の増加がカバーできていない状況である。

エコハウス美桑は、平成 22 年 3 月に竣工した施設である。下川町で伐採された木材の活用や地元職人の手により、高気密・高断熱を実現した環境共生型モデル住宅となっている。訪れた方に様々な体験をしていただくことで、住宅環境対策に関する普及啓発活動を展開している。延べ床面積は 249.30 m²、事業費は 9,823 万 3,000 円となっている。

経営状況は、利用者は7月末までの比較によると、前年より59人少ない262人で、収入から支出を差し引いた金額は20万3,271円と前年より収支差額が約28万円少ない結果となっている。町から指定管理料は支出されていない。

結いの森の経営状況は、利用者は7月末までの比較によると、前年より105人少ない1,153人で、収入から支出を差し引いた金額は、マイナス241万6,035円と前年より収支不足額が約6万円少ない結果となっている。なお、指定管理料は含まない数字となっている。

所見、調査では質問の多くが五味温泉の経営改善計画に向けられた。その中で、指定管理者の理事会において担当課の意思が伝わりにくい状態であること、次期指定管理の更新についても非公募としたことについては、委員から疑問の声があがった。そのような危惧を払拭するためにも、今後更に踏み込んだ経営改善計画を示すべきである。

エコハウス美桑は、環境共生型モデルハウスの実証施設として、今後もワークショップなどの推進で環境共生型住宅の普及につなげていただきたい。

「土壌改良施設運営事業」

平成14年4月に整備された施設で、延べ床面積3,434.4㎡、耐用年数は24年であり、今後3年程度で耐用年限を迎える施設となっている。令和6年4月から指定管理者が公募により下川運輸株式会社が管理運営をしている。施設の老朽化が激しく、特に屋根の外装被覆については損傷が著しく、本年度の補正予算でガルバリウム鋼板を張る屋根の補修工事を部分的に行っている。調査時は発酵棟内でロータリー式攪拌機が堆肥を切り返しているところだった。稼働は1レーンのみであり、町内の生ゴミ、牛糞、バーク樹皮等が主原料となっている。

所見、堆肥製造施設の屋根の一部を改修した結果、1レーンについては稼働できる状態となった。指定管理事業者の意向としては天井被覆の損傷によって現在堆肥製造ができていないレーンも活用し、2レーン体制で堆肥の製造スピードを加速させたいという意見が見られた。今後冬期の堆肥の状態や、指定管理事業者から実態を聴取しながら改修計画の判断をしていただきたい。

「戸田建設(株)熱導管延長工事」

戸田建設株式会社が運営しているイチゴ栽培ハウスの加温熱源としてバイオマス熱導管延長のため、一の橋地区地域熱供給システム面的拡大工事として本年6月19日から11月8日までの工期とした5,541万8,000円の事業である。

山びこ学園の熱導管分岐点から温泉パイプ253mを布設し、戸田建設株式会社所有のイチゴハウス4棟に引き込む工事をしている。調査時はほぼ工事は完了しており、戸田建設株式会社の加温設備まで熱導管が接続されている状態であった。

所見、熱導管延長工事による地域熱面的拡大により、山びこ学園施設利用者の活動の場が確保されるよう農福連携の取り組みの充実に期待したい。

「駅カフェイチノハシ空き店舗管理状況」

平成25年度に駅カフェイチノハシ整備事業として2,929万4,735円を投じ施設及び販売車両を整備し、駅カフェイチノハシの営業を開始した。開業後は営業する地域おこし協力隊員の変遷や来客数の減少などにより、令和5年6月30日の営業を最後に一時閉店となっている。調査時は閉店時の状態で店舗は維持されており、什器等もすべて残

されている状態であることを確認した。

所見、今後は、山びこ学園直売所等の利用を検討しているとの説明だが、本町の観光利用や一の橋住民の利便性向上を考えるならば、バイオビレッジ構想の一つの柱として店舗再開に向けたあらゆる模索をすべきである。

「札天山収蔵館管理状況」

札天山収蔵館の前身は昭和 55 年に建設された一の橋小学校であり、同校は平成 13 年に閉校となっている。その後、平成 21 年 10 月に札天山収蔵館として開館し、1 階には一の橋小学校の史料や写真、2 階は郷土資料などが収蔵されており、体育館には炭鉱や鉄道、郵便や商店、農具などの産業資料が展示されている。現在学芸員が不在のため、館内の案内や展示品の解説ができないため閉館となっており、清掃等の管理と機械警備がされている状態である。

所見、不在の学芸員を補完することで展示品の理解が深まり、施設の開館日も増やすことができる。収蔵品の展示にとどまらず、それらを利用した体験的な活用ができないかとの意見が委員よりあった。また、長期休館であることから、期間限定の完全予約の開館を試みるなど、町民に観覧の機会を与えるべきである。

「下川中学校運営状況」

下川中学校は、町内 4 中学校の統合を機に昭和 53 年、現在地に新築した。77 年の歴史を持つ中学校である。平成 12 年 8 月に全面改修が完了し、木質化した学習環境となっている。現在は E S D 教育の実現に向け、幼小中高の連携強化を図りながら教育活動を展開しており、来年度の施設分離型小中一貫校の本格稼働へ向けて移行中の段階である。全校生徒は 58 名で、部活はテニス・吹奏楽・野球に加え、剣道・スキーが少年団として活動している。調査時は中学校内の学習風景を視察した後に、校長等により現状説明を受けた。

校内視察では、視聴覚教室のプロジェクター等の故障、体育館のトイレは古い和式の状態であることを確認した。

所見、中学校の備品や設備が老朽化に伴い使用できない状態であることが確認された。体育館のトイレについては状態も古く、一部の生徒は利用を避け、離れたトイレまで移動しているとの説明だった。それらの不具合については現場の声を聞きながら生徒に不自由のない教育環境にすべきである。

「ふるさと交流館管理状況」

ふるさと交流館は、平成 3 年 7 月に開館した施設である。施設は釧路市出身の建築家、もつなきこう毛綱毅曠氏の監修によるもので、館内は下川町開拓からの各種機具、アイヌ民族資料、考古学資料が展示されている。学芸員が不在の状況となっており、館内の案内や展示物の解説ができないため現在は閉館となっており、清掃等の管理と機械警備を行っている。

令和 6 年度については、9 月 17 日から 29 日までの間、完全予約制で開館を実施している。また、本年より「語り部」を導入し、来館者に対し下川町の歴史や文化を語り継いでもらう事業を行っている。

所見、施設の展示趣旨に合わない展示物があるなど、全体の流れに沿って語り部が説明しやすい配置になるよう、今一度検討すべきである。また、語り部が有効に機能され

ることが望まれる。企画展を実施するなど、来館利用者が増えることを期待する。

総合所見、議会や委員会等で指摘した事項、意見等については、速やかに検討すべきである。

以上、町内所管事務調査報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、12月定例会議の再開は、明日12月18日、午前10時ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後0時4分 散会